

農地中間管理事業について

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が令和5年4月に施行され、令和7年3月
末で農用地利用集積計画に基づく農地の所有者と耕作者の直接の『利用権設定』はできなくな
り、令和7年4月からの貸借方法は、農地中間管理機構を通じた貸借である『農地中間管理事業に
よる方法』と『農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける方法』の2種類となります。ただ
し、令和7年4月以降に終期を迎える契約につきましては、設定した期間満了日まで有効となります。
す。

※農地中間管理事業を活用した契約を希望される方は、別紙『機構法による農地貸借契約（農地
中間管理機構）仮申込書』の提出をよろしくお願いいたします。

○農地中間管理事業とは？

農地中間管理事業は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地バンクが貸付
を希望する農地の所有者から農地を借り受け、耕作を希望する農業者に貸し付ける事業です。

- ・貸借の契約期間は、10年を推奨しています。（最低5年以上）
- ・農地の所有者と耕作者双方の合意に基づき、貸借の契約期間途中でも解約することは可
能です。
- ・長崎県農業振興公社が貸借の手続きや賃料の支払いなどを仲介します。（賃料の支払い
は金納）

○農地バンクを利用した貸借者（所有者）のメリット

- ・農地バンクは公的機関であるので、安心して貸し出せます。
賃料は農地中間管理機構から確実に振り込まれます
- ・契約期間が満了したら、農地は確実に返還されます。
- ・農地は適切に管理されます。
借り手がいなくなっても、新たな借り手を探します。
- ・農地中間管理機構に貸し付けた農地について、税制優遇が受けられることがあります。

○農地バンクを利用した借受者（耕作者）のメリット

- ・まとまった農地を長期間、安定的に借り受けられます。
- ・複数所有者から農地を借り受ける場合であっても、賃料の支払いや契約事務について、
農地中間管理機構がまとめて行います。

お問い合わせ先

壱岐市 農林課 農業振興班（0920-44-6112）

○農地中間管理事業の流れ

①貸し手・借り手が壱岐市農林課へ申請

農地バンクが貸し手・借り手の希望条件（貸借の開始時期、貸借期間、賃料等）を調整

※登記名義人が亡くなられている場合、契約書等作成のための相続関係調査に数ヵ月間の期間を要します。



②調整内容を元に壱岐市農林課が契約書等の作成

→農林課から所有者・耕作者へ契約書等を送付



③壱岐市農林課が契約書等を取りまとめ、農業委員会へ提出 （毎月4日まで）

※農業委員会の定例会で審議（毎月25日頃）



④壱岐市農林課が長崎県農業振興公社へ契約書等を送付 （毎月10日まで）

※長崎県農業振興公社が利害関係の意見聴取（ホームページで縦覧）



⑤都道府県が認可及び公告



⑥農地中間管理機構をとした契約の開始

※契約手続きは申請から契約開始まで3ヵ月程度の期間を要します。

